**平成２１年（フ）第２２０号**
愛知県江南市寄木町秋葉209番地
債務者　木原　貴彦
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第２２１号**
愛知県江南市寄木町秋葉209番地
債務者　木原　摩紀
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第２２２号**
愛知県江南市寄木町秋葉209番地
債務者　木原　督子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第２２９号**
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地４　江南団地63棟405号
債務者　渡辺誉士夫
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第２３０号**
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地４　江南団地63棟405号
債務者　渡辺　未希
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２０年（フ）第７５０１号**
大阪府枚方市南中振２丁目52番２号
債務者　池田　博幸
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２９３６号**
大阪府寝屋川市太秦桜が丘31番28―809号
債務者　青野　真己
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２９９２号**
大阪市城東区永田４丁目１番26―1006号
債務者　福永　　克
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２９９６号**
大阪府守口市大枝東町27番２－３Ｃ号、住民票上の住所大阪府門真市上野口町28番31－２号
債務者　松口　正文
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３２７７号**
神戸市東灘区西岡本６丁目４番24―201号
債務者　岡﨑千鶴子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３３２０号**
大阪府高槻市西面中２丁目16番１号
債務者　濵口　広美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３３７６号**
大阪府摂津市正雀４丁目４番20号
債務者　井口　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３６２６号**
大阪府東大阪市南上小阪５番13号　メゾンＳＫ101号
債務者　高山勝好こと　髙　　勝好
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３７０７号**
大阪府東大阪市小若江１丁目18番22号
債務者　植野　敦嗣
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３９３２号**
大阪市天王寺区大道４丁目１番８号　ベルメゾンナカエ３―Ｃ号
債務者　梅本智恵美（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４０３８号**
大阪府茨木市蔵垣内３丁目11番９号
債務者　枡谷　邦弘
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４０８８号**
大阪府寝屋川市萱島東３丁目４番８号
債務者　西宮　広行
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４１１４号**
大阪市港区波除４丁目８番８―403号
債務者　有年田　操
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部